

## チャイナタックスアラート (中国税務速報)

第 29 回 2014 年 11 月

# 「滬港通」の試行および QFII と RQFII の租税政策に関する質疑応答

### 本アラート分析対象法規:

- 財政部、国家税務総局、証券監督管理委員会共同、2014 年 11 月 14 日公布「滬港通株式市場の相互乗り入れ制度試行に関する租税政策の通達」、財税[2014]81 号(以下「81 号通達」)
- 財政部、国家税務総局、証券監督管理委員会共同、2014 年 11 月 14 日公布「QFII と RQFII が取得する中国国内株式等の権益投資資産の譲渡所得に関する企業所得税の一時的免除に関する通達」、財税[2014]79 号(以下「79 号通達」)

### 背景

上海・香港の株式市場で、予てより期待されていた「相互乗り入れ試行制度」(以下「滬港通」、上海・香港ストックコネクト)が 2014 年 11 月 17 日から本格的に稼働した。財政部、国家税務総局、中国証券監督管理委員会(以下「証監会」)より共同で、効力発生日前の 11 月 14 日に、国务院の最終承認を経て、中国国外の投資家が滬港通によって取得した A 株式の投資持分資産の譲渡所得に対し、企業所得税の一時的な免除が受けられることを公布した。これによって、投資者が、以前から期待していた租税政策に対する懸念が解消された。世界各地の投資者は、滬港通を利用して、香港証券取引所(以下「港交所」)経由で、上海証券取引所(以下「上交所」)の上場銘柄の売買を行えることになった。当然ながら、中国国内の適格投資者も、上交所経由で港交所の上場銘柄の売買が可能となる。

さらに同日、財政部、国家税務総局と証監会より共同して、もう 1 つの重要な政策が公布された。同じく本年 11 月 17 日より、適格外国機関投資家(以下「QFII」)ならびに人民元適格外国機関投資家(以下「RQFII」)が取得した A 株などの投資持分資産の譲渡所得についても、企業所得税を一時的に免除するものである。しかしながら、QFII および RQFII が、本年 11 月 17 日以前に上述の譲渡所得を取得する場合には、規定通り企業所得税が徴収されることになる。中国が 12 年前に QFII 制度を導入して以来、この件に関する税務処理が明確化されていなかったことから、今回の政策は投資者にとっては願ったり叶ったりであるといえる。

## 81 号通達と 79 号通達——中国企業所得税と他の影響

中国政府関連部門は、81 号通達および 79 号通達で、[滬港通](#)、QFII、RQFII に関する租税政策をそれぞれ公布した。特筆すべき点は下記のとおりである。

### [滬港通に関する 81 号通達](#)

- ・ 81 号通達に基づき、企業と個人を含む香港市場の投資者が、2014 年 11 月 17 日以降、滬港通を通じた A 株式の売買によって取得した譲渡益には、企業所得税（または個人所得税）が一時的に免除される。
- ・ 香港市場の投資者が、A 株の投資によって取得した配当所得は、10%の源泉所得税が徴収される。また、租税条約に基づいて軽減税率適用となる場合には、配当金支払企業の管轄税務機関にて税還付の申請を行える。
- ・ 中国国内の個人投資者が、滬港通を通じて得た香港株式の売買による譲渡益は 3 年の間は、個人所得税が一時的に免除されるが、配当金については税率 20%の個人所得税を納付しなければならない。さらに、中国国内の企業投資者が、滬港通を通じて香港株式の売買で取得した譲渡益と配当金収益については、収益総額に計上するとともに、企業所得税を納付しなければならない（適格な H 株の配当は免税可）。

### [QFII と RQFII に関する 79 号通達](#)

- ・ 79 号通達に基づき、2014 年 11 月 17 日以降、QFII と RQFII が取得する中国国内の株式等の投資持分資産の譲渡所得については、企業所得税が免除される。
- ・ QFII と RQFII は、2014 年 11 月 17 日以前に取得した所得については、規定通り、企業所得税を納付しなければならない。

### [滬港通の営業税と印紙税に関する取り扱い](#)

81 号通達では、2014 年 11 月 17 日以降、企業と個人を含む香港市場投資者が滬港通を通じて、A 株の売買によって得た株式売却益については、営業税が一時的に免除される。また、投資者が QFII と RQFII にて、A 株の売買によって得た株式売却益は、現行規定に従い営業税が免除される。このように、A 株の売買に関する営業税問題は明確化されたが、滬港通、QFII、RQFII による先物取引や他の金融商品に対する営業税処理に関しては、今後の明確化を鶴首して待つことになる。

なお、81 号通達では、香港と中国国内の現行の印紙税法規定は、滬港通についても適用されることになる（香港株式の取引双方ともに、取引額の 0.1%を印紙税として納付し、また、A 株の売買では売手方のみが取引額の 0.1%の証券取引印紙税を納付しなければならない。）。

## 滬港通、QFII、RQFII に関する税務処理のまとめ

香港、外国投資者、中国国内投資者に適用される税務処理は、下記のとおりである。

投資者		中国企業所得税・個人所得税		中国 営業税	印紙税
		権益投資資産 売却益	配当収益		
香港と海外投資者が滬港通、QFII、RQFIIを利用して中国株式に投資	個人または企業	一時的免除	源泉所得税は通常 10% (租税条約適用・条約手続が適用される場合は減免が可能)	一時的免除	売手が A 株を売却する場合、取引金額 0.1% の中国印紙税を納付
	QFII / RQFII	2014 年 11 月 17 日より所得税を一時的に免除。 2014 年 11 月 17 日以前は納税が必要。		免除	

投資者		中国企業所得税・個人所得税		中国 営業税	印紙税
		権益投資資産 売却益	配当収益		
中国国内投資者が滬港通を通じて香港株式に投資	個人	個人所得税を 3 年間に一時的に免除	個人所得税 20%	一時的免除	売買双方ともに取引額の 0.1% 相当の香港印紙税を納付
	企業	企業所得税 25%	企業所得税 25% (適格な H 株を除く)	現行規定に従って納付	

## KPMG の所見

財政部、国家税務総局、証券監督管理委員会より共同で公布した 81 号通達と 79 号通達は、滬港通の投資者、QFII と RQFII 投資家の税務上の問題を明確にした。これは中国証券市場における租税政策のマイルストーンとなった。今回明確になったのは、適用される所得税が「一時的に」免除されるということに限られるが、そうはいつでも、投資家が滬港通あるいは QFII・RQFII の投資行為に対する税制の不確実性が一部排除され、投資の予測可能性を向上させることに寄与したことは大いなる前進である。

QFII と RQFII による A 株譲渡差益の資本収益問題は長期的な問題であったが、79 号通達は、これらの収益が企業所得税の納税対象になることを明確化した。大切なことは、中国政府は全体的な租税制度を検討しなければならないため、中国税務当局は、納税者の便宜を図るために、より具体的な租税徴収監督管理ガイドラインを公布するものと思われる。

国務院と関連部門において、株式譲渡益に関する企業所得税について、「一時的」な免除期間に関する再審議を、どの時期に行うかについての予測は極めて困難であるが、政府は資本市場と投資者の投資意欲を観察しながら決定するであろう。81 号通達の規定通り、中国国内の個人が香港株式の売買で得た差益に対しては、個人所得税の一時的な免除期間を 3 年と決めたが、これは海外投資者の個人所得税についても「一時的」免除の期間を予測する際の参考となりうるであろう。中国の現行税規定では、納税者ごとに異なる減免税の優遇措置が講じられているが、「一時的」な免除の期間はかなりの長期間に及ぶ可能性もある。一例を挙げると、1998 年に公布された中国国内の個人の A 株の譲渡に関する個人所得税に対する「一時的」免除は、現在もお適用されている。

